

シルバー人材センターの利用契約に際しご留意いただく事項

(シルバー人材センターの性格)

第1 シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の指定を受け、国及び地方公共団体から補助金を交付されている極めて公共性の高い公益社団法人です。そのため、センターでお請けする仕事は営利を目的とするものではありません。

(契約の形態)

第2 当センターは、杉並区に在住する概ね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事をセンターが請負または委任によって引き受け、会員が各人の希望に沿った臨時的かつ短期的または軽易な業務に就業する仕組を基本としています。いわゆる人材派遣業、労務供給事業とは異なる事業形態であることにご留意ください。従いまして、センターとお客様（仕事の発注者）の間では請負または委任契約を結びますが、お客様と会員の間には雇用契約をはじめ、いかなる契約も成立いたしません。

(就業不能時の対応)

第3 センターにおける会員の就業規定上、仕事の内容によってはお引き受けできない仕事もありますが、お請けしたお仕事についてはセンターが責任をもって対応してまいります。なお、センターと会員との間に雇用関係はなく、あくまで会員自身の意思により就業するため、突発的な理由により就業していた会員が就業不可能となった場合には、後任会員を手配するまでに時間を要することや、希望者がいないことにより、その仕事に係る就業会員を手配できないこともありますのでご了承ください。また、お客様のご都合による契約解除についてもお早めにご連絡をお願いいたします。

(変更・追加・解除等)

第4 契約及び代金の請求・受領に関する一切の事務はセンターが行います。また、会員は契約外の仕事に就業することはできませんので、「仕事の変更・追加」等をされる場合には、必ずセンターを通していただき、「契約変更・契約解除」等について、予めセンターとの協議が必要となります。

(就業上の事故)

第5 この請負・委任の形態により、会員には労働者災害補償保険（労災）が適用されません。センターの会員は「シルバー総合保険」に加入しており、この保険は、就業中や就業先への行き帰りにケガをした場合を対象とする「団体傷害保険」と就業中に他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合を対象とする「賠償責任保険」となっています。ご面倒ですが、事故の際には速やかにセンターまでご連絡ください。なお、事故の内容によっては保険が適用されない場合もあります。

(個人情報の取扱い)

第6 当センターでは、お客様の個人情報に関して法令等の規範を厳守するとともに、守秘義務に関する規程を設けています。お客様の個人情報は、センター事業を遂行するために必要な範囲内においてセンター及び就業（予定を含む）会員が利用します。

(暴力団等の排除に関する事項)

第7 お客様または代理人もしくは媒介する方が、東京都暴力団排除条例等に規定する暴力団関係者であることが判明した場合は、催告することなく直ちに契約を解除します。

このほか、センターにお仕事を発注される上で不明な点は、当センター事務局へお問い合わせください。